建設業法に基づく許可等事務に関する要綱

第１　趣旨

この要綱は、建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）に基づき北海道知事が建設業の許可及び認可を行う際の審査基準及び標準処理期間等を定め、行政手続きの適正な執行を図るためのものとする。

また、この要綱は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条及び第６条の規定による審査基準及び標準処理期間とすることから、許可行政庁においては、これを備付け公にしておかなければならない。

第２　基本事項

１　建設業の許可

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、元請負人及び下請負人並びに個人及び法人を問わず法に規定する建設業の許可（以下「許可」という。）が適用されるものである。

ただし、次に掲げる軽微な建設工事のみ請け負うことを営業する場合には、適用されないものである。

（１）　建築一式工事にあっては、建設工事一件の請負代金の額が１，５００万円に満たない工事又は延べ面積が１５０平方メートルに満たない木造住宅工事

（２）　建築一式工事以外の建設工事にあっては、建設工事一件の請負代金の額が５００万円に満たない工事

注１）「木造住宅」の「木造」とは、建築基準法第２条第５号に定める主要構造部が木造であるものをいい、「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の２分の１以上を居住の用に供するものをいう。

２　許可の区分

許可の区分は、営業所を設ける状況による大臣許可と知事許可に大きく分かれるとともに、建設工事の施工における下請契約の規模等により一般建設業と特定建設業に分かれ、さらに、建設工事の種類ごとに２９業種別の建設業に分類されるものである。

注１）「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、法に掲げる営業所に該当するものである。

また、「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

注２）「営業所を設ける状況」とは、２以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合（大臣許可）及び１つの都道府県の区域内のみに営業所を設ける場合（知事許可）をいう。

なお、営業所が許可を受けた業種について軽微な建設工事のみを行う場合も法に規定する営業所に該当するため、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、大臣許可として取り扱う。

注３）「下請契約の規模等」とは、発注者から直接請け負う１件の建設工事につき、その工事の全部又は一部の下請代金の額（その工事に係る下請契約が２以上あるときは、下請代金の額の総額）が、５，０００万円（建築工事業である場合には８，０００万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合（特定建設業）とそれ以外の場合（一般建設業）をいう。

注４）「２９業種別の建設業」とは、法の別表第１に掲げる土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業をいう。

３　許可の有効期間

許可の有効期間は５年とされており、許可を受けた日から５年目に対応する前日をもって満了するため引続き許可を受け建設業を営もうとする場合は、更新の申請が必要となるものである。

ただし、法第１７条の２又は１７条の３に基づく認可を受けた場合には、地位を承継した日から許可は有効であり、その有効期間は承継の日の翌日から起算する。

４　法人役員等の適用範囲

法の適用を受ける法人役員等の範囲は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（以下「役員等」という。）である。（法第５条第３号関係）

また、法人役員の範囲は、別途規定がある場合を除き、常勤・非常勤を問わず次の者を指し、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

なお、役員の就退任に係る基準日は、登記の日ではなく、実際に異動が行われた日となる。

○ 持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社を指す。以下同じ。）の業務を執行する社員
○ 株式会社（株式会社及び特例有限会社を指す。以下同じ。）の取締役
○ 委員会設置会社の執行役
○ 法人格のある各種の組合等（協同組合、協業組合及び企業組合等を指す。以下同じ。）の理事等

第３　許可の審査基準

許可（許可の更新、法第１７条の２及び法第１７条の３に規定する認可の申請等を含む。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合していると認められるときでなければ、許可をしてはならない。

１　建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであることに係る基準

申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるものの一人が、申請者が個人である場合には、その事業主又は支配人（営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を指し、商業登記の有無によって判断する。以下同じ。）が次に掲げるもの全てに該当する者であること。（法第７条第１号又は法第１５条第１号関係）

一　次のいずれかに該当するものであること

イ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること

（１）　建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

（２）　建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）を有する者

（３）　建設業に関し６年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む

者にあっては当該建設業を営む者における５年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

（１） 建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有し、かつ、５年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

（２） ５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有するものと認定したもの

注１）「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。以下同じ。）については、含まれるものとする。

注２）「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するもの及び兼任が認められていないものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

注３）「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。

注４）「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等､個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

ただし、本社、本店等の主たる営業所以外に所属している支配人その他支店長及び営業所長等については、建設業法上許可要件を満たしている営業所における建設業法施行令第３条に規定する使用人（以下「令３条の使用人」という。）であったものに限るものとする。

注５）　執行役員等としての経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。建設業に関する５年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算５年以上である場合も、第３　１　一　イ（２）に該当するものとする。

注６）　経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要と

される資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。建設業に関する６年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算６年以上である場合も、第３　１　一　イ（３）に該当するものとする。

注７）「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定に関する業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け、業務を行うことをいう。

注８）　常勤役員等を直接に補佐する者（以下「補佐者」という。）は、財務管理、労務管理、業務運営の経験を有する者、それぞれ１人以上置くものとする。ただし、これら３つの業務のうち、２つ以上について、それぞれ５年以上の経験を有する者を当該業務に関する補助者として兼任する事を妨げない。

注９）「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。

注10）　本号イ、ロ又はハに該当するものが法第７条第２号に規定する専任の技術者としての基準も満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限り当該技術者を兼ねることができるものとする。

注11）　補佐者は、本号ロ（１）及び（２）に規定する人物との兼任を認めない。

ニ　次のいずれにも該当するものであること。

イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第３項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正１５年内務省令第３６号）第１９条第１項の規定による届書を提出した者であること。

ロ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第６条第１項に規定する適用事業所にが該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和２９年厚生省令第３７号）第１３条第１項の規定による届書を提出した者であること。

ハ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１４１条第１項の規定による届書を提出した者であること。

２　営業所技術者等に係る基準

（１）　申請者が一般建設業の許可を受けようとする場合は、営業所ごとに次に掲げるいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。（法第７条第２号関係）

イ　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学（旧大学令による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの

ロ　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し１０年以上実務の経験を有する者

ハ　許可を受けようとする建設業の種類に応じ、建設省告示（昭和４７年３月８日付建設省告示第３５２号）の各号に掲げる者

（２）　申請者が特定建設業の許可を受けようとする場合は、営業所ごとに次に掲げるいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、次のイ又はハに該当する

者でなければならない。（法第１５条第２号関係）

イ　法第２７条第１項の規定による技術検定若しくは一定の試験に合格した者又は一定の免許を受けた者

ロ　（１）のイ～ハのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、２年以上一定の指導監督的な実務経験を有する者

ハ　許可を受けようとする建設業の種類に応じ、建設省告示（平成元年１月３０日建設省告示第１２８号）の各号に掲げる者

注１）「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、人事権の状況等により「専任」の可否の判断を行い、出向先事業主が雇用することを約するいわゆる在籍出向者であっても、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、営業所技術者等として取り扱う。

また､当該営業所において契約締結された建設工事であって工事現場と営業所が近接し、営業所技術者等としての職務に従事しうる体制の確保が可能である場合は、営業所技術者等が当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第２６条第３項に該当する場合を除く。）となっている場合についても「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。ただし、在籍出向者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がないため、建設工事に配置が義務付けられる主任技術者及び監理技術者となることは認められていない。

なお、派遣労働者については、派遣先事業主より指揮命令を受ける関係にあるものの雇用の関係については派遣元事業主と結ばれていることなどから、営業所技術者等としては認められない。

次に掲げる者についても、原則として「専任」の者とはいえないものである。

①　住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

②　他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）において専任を要求する者

③　建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業の営業所と他法令の事務所等が同一である場合における専任を要する者を除く。）

④　他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

注２）「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成２８年５月３１日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成２８年６月１日以降とび・土工工事業及び解体工事業双方の業務の経験の期間として二重に計算できる。

また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

注３）「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、建設業法施行規則（以下「施行規則」という。）第１条に掲げるものをいう。

注４）「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、及び造園工事業をいう。

注５）「一定の試験」及び「一定の免許」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、建設省告示（昭和６３年６月６日建設省告示第１３１７号)に掲げるものをいう。

注６）「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が４、５００万円（昭和５９年１０月１日前の経験にあっては１，５００万円、昭和５９年１０月１日以降平成６年１２月２８日前の経験にあっては３，０００万円）以上であるものに関し、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験については含まないものである。

注７）（１）のイ、ロ、ハのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、（２）のロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を（１）のイ、ロ、ハのいずれかに該当するための期間として算定すると同時に（２）のロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあっては、二重に計算しないものとする。

注８）　この基準は、許可を受けようとする建設業について、営業所技術者等をそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、一人の営業所技術者等が担当できる業種数についても、限定するものではない。

ただし、営業所技術者等が工事施工現場に配置される監理技術者及び主任技術者とを兼任する場合などにおいては、営業所における営業所技術者等としての専任性及び建設業者が請け負う建設工事の性質、工事量等の実態を勘案して、適法な状態が確保できる範囲に限り担当する業種を複数認めるものとする。

３　誠実性に係る基準

申請者が法人である場合には、当該法人又はその役員等若しくは令３条の使用人が、申請者が個人である場合には、その事業主又は令３条の使用人が、請負契約に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。（法第７条第３号又は法第１５条第１号関係）

注１）「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

注２）　申請者が、建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより、免許等の取消処分を受け、その最終処分から５年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱う。

注３）　許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注１）に該当する行為をした事実が確知された場合又は注２）のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

４　財産的基礎又は金銭的信用に係る基準

（１）　申請者が一般建設業の許可を受けようとする場合は、法第７条第４号で定められている請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないことであり、次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。（法第７条第４号関係）

イ　自己資本の額が５００万円以上である者
ロ　５００万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
ハ　許可申請直前の過去５年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者（許可の更新時）

（２）　申請者が特定建設業の許可を受けようとする場合は、法第１５条第３号で定められている発注者との請負契約で、その請負代金の額が８，０００万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有することであり、次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱うものとする。（法第１５条第３号関係）
イ　欠損の額が資本金の額の２０％を超えていないこと。
ロ　流動比率が７５％以上であること。
ハ　資本金の額が２，０００万円以上であり、かつ、自己資本の額が４，０００万円以上であること。

注１）「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
注２）「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。
注３）「５００万円以上の資金を調達する能力」とは、５００万円以上の資金を調達できる金銭的信用を有しているかどうかであり、通常において５００万円以上の現金を有していることや金融機関等から融資を受けられる能力があると認められるものをいう。
　また、金融機関等から５００万円以上の資金について融資を受けられる能力があるかどうかの判断は、取引金融機関等の預金残高証明、融資証明等により行うものとする。（証明書は、申請日前の３０日以内に発行されたものとする。）
注４）「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
注５）「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。
注６）　この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行うものとする。
　ただし、資本金については当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすことになった場合には、この基準を満たしているものとして取り扱うものとする。

５　欠格要件に係る基準
　申請者が、法人である場合には、当該法人又はその役員等若しくは令３条の使用人が、申請者が個人である場合には、その事業主又は令３条の使用人が、法第８条各号に該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。（法第８条関係）

第４　許可（更新を含む）及び認可の標準処理期間
　申請に要する書類が総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）建設指導課に到達してから、当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね３５日程度とする。

ただし、この期間は、適正な申請を前提にしたものであり、書類不備の補正等に要する期間は含まないものである。

また、この期間内における役員等の身分照会に要する期間については、１５日程度を見込んでおり、関係機関からの回答が遅れたことによる期間は含まないものとする。

なお、この期間は、申請の処理に要する期間の目安を努力義務として定めたものであり、その期間の経過をもってただちに行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第５項にいう「不作為の違法」にあたるものではないものである。

第５　許可の申請に係る取扱い

許可の申請（更新及び法第１７条の２及び第１７条の３に規定する認可の申請を含む。以下「申請」という。）に対する処分を行う場合、次の取扱いに基づき事務処理を進めるものとする。

１　申請の受付、審査及び応答に係る取扱い

（１）　申請の受付

申請の受付については、申請者の建設業に係る主たる営業所が所在する地域を管轄する総合振興局等建設指導課が行うものである。

（２）　申請書類の審査

申請者から総合振興局等建設指導課に申請があった場合は、当該申請書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、申請ができる期間内にされたものであることの形式審査を行うとともに、第３の許可の審査基準に適合しているか否かの内容審査を行い、適合しない申請については申請者に対し、補正を求める又は許可を拒否するものとする。

なお、行政書士による代理申請があった場合、申請書類の「申請者」の欄には、申請者に加え、当該行政書士に係る氏名の記載が必要となり、さらに、委任状の写しを添付させなければならない。

（３）　許可の決定、通知

申請が審査基準に適合している場合には、総合振興局等建設指導課において申請に係る許可の決定を行い許可番号、許可の有効期間及び建設業の種類を付した許可の通知書（別紙１）を申請者へ送付するものとする。

注１）　申請書類の審査は、行政手続法上の趣旨を踏まえた場合、申請書到達後（受付印押印の表示に関わらない）に開始することが原則であるが、建設業許可申請の特殊性、複雑性を考慮し、事前相談などによる配慮を図るものとする。

注２）　許可を拒否する場合には、許可の拒否に係る決定を各総合振興局等において行い拒否の通知書（別紙２）を申請者へ送付する。

注３）　許可又は拒否の通知書が到達する前において、申請者が許可申請を取り下げようとする場合は、取下願書（任意様式により、取下げの理由を記載するもの）を提出させ、申請書を返却し、納入済の申請手数料は還付する。

２　許可の区分等を変更する申請等の取扱い

（１）　一般・特定間移行の取扱い

該当業種について、一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行する場合又は特定建設業の許可から一般建設業の許可へ移行する場合については、次のとおり取り扱うものとする。

ただし、この取扱いは、当該移行に係る申請が許可の有効期間の満了の日以前に行われた場合に限るものとする。

イ　許可業種全てが一般建設業である者（又は許可業種によって一般建設業と特定建設業

を併せ持つ者）が、一般建設業許可業種の全部又は一部について特定建設業への移行に係る申請を行った場合当該申請は特定建設業の「般特新規」（又は特定建設業の「業種追加」）となり、一般建設業の許可については、法第３条第６項に基づき有効期間に空白が生じることなく特定建設業の許可が決定した時点で失効する。

ロ　許可業種全てが特定建設業である者（又は許可業種によって一般建設業と特定建設業を併せ持つ者）が、法第１５条第３号に規定する財産的基礎に係る基準の欠格のみが原因で、特定建設業許可業種の全部について一般建設業への移行に係る申請を行った場合当該申請は「新規」（又は一般建設業の「業種追加」）となるが、有効期間に係る効力ついては大臣許可の取扱いに準じて更新とみなすため、特定建設業の許可については法第１２条に基づく廃業届の提出は必要なく、従って法第３条第４項に基づき有効期間に空白が生じることなく一般建設業の許可が決定した時点で失効する。

なお、当該「新規」申請に係る許可番号については、従前の番号を付与する。

ハ　許可業種全てが特定建設業である者（又は許可業種によって一般建設業と特定建設業を併せ持つ者）が、法第１５条第２号に規定する特定営業所技術者に係る基準の欠格等法第２９条該当が原因で、特定建設業許可業種の全部について一般建設業への移行に係る申請を行った場合、当該申請は「新規」（又は一般建設業の「業種追加」）となり、特定建設業の許可については法第１２条に基づく廃業届（又は法第１１条第５項に基づく届出書）の提出に基づく許可の取消通知書が申請者に到達した時点で失効する。なお、当該「新規」申請に係る許可番号については、当然従前の番号を付与することはできない。

ニ　許可業種全てが特定建設業である者（又は許可業種によって一般建設業と特定建設業を併せ持つ者）が、法第１５条第２号に規定する特定営業所技術者に係る基準の欠格等法第２９条該当が原因で、特定建設業許可業種の一部について一般建設業への移行に係る申請を行った場合当該申請は一般建設業の「般特新規」（又は一般建設業の「業種追加」）となり、特定建設業の許可については法第１２条に基づく廃業届（又は法第１１条第５項に基づく届出書）の提出に基づく許可の取消通知書が申請者に到達した時点で失効する。

（２）　許可換え新規の取扱い

国土交通大臣の許可又は他都府県知事の許可から北海道知事の許可へ変更する申請については、北海道知事の許可を新たに申請するものと同様に取り扱うものとする。

注１）　北海道知事の許可を既に有する者で、建設業に係る主たる営業所の所在地を他の総合振興局等の区域へ移転することによる変更が生じる場合の取扱いは、変更届出書の提出により行うものとし、届出先は変更前の総合振興局等に行い、変更前の総合振興局等から変更後の総合振興局等へ移管手続きを行う。

なお、変更後の総合振興局等は、従前の許可年月日に新番号を付与し、建設業者へ通知する。

３　営業の同一性を失うことなく組織等を変更する申請の取扱い

（１）　事業継承の取扱い

従前の個人事業主が死亡又は高齢等の理由により営業が継続できないため、個人事業主を事業を共にする当該個人事業主を継ぐ者（家族）に変更する場合において、変更後の個人事業主の実態が、次に掲げる事項を全て満たす申請である場合に限り営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行う。

イ　個人事業主を継ぐ者が経営業務の管理責任者としての要件を満たしていること。

ロ　個人事業主を継ぐ者が営業の債権債務を相続して事業を行うこと。

ハ　個人事業主の許可（従前）の廃業届を提出すること。

（２）　法人替の取扱い

事業形態を個人から法人へ変更する場合において、変更後の法人の実態が、次に掲げる事項を全て満たす申請である場合に限り、営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行うものとする。

イ　個人事業主が法人の代表権を有する役員であること。

ロ　個人事業主が法人に５０％以上の出資をしていること。

ハ　個人事業主の許可の廃業届を提出すること。

（３）　法人に係る組織変更の取扱い

持分会社、株式会社及び法人格のある各種の組合等各法人の相互間における組織変更（特例有限会社の解散と同時に株式会社等の設立を行う場合を含む。）については、変更届出書により処理するものとする。

注１）　許可は一身専属的なものであることから、本要綱に規定する場合を除き、相続、合併等により権利義務を包括的に承継する場合においても他の者への承継を認めていない。

４　地位を承継する譲渡及び譲受け並びに合併若しくは分割に関する取扱い

（１）　許可番号について

法第１７条の２に規定する認可を受けた場合には、従前の許可番号を付与し許可を行うものとする。ただし、譲渡及び譲受け並びに合併及び分割により、地位を承継するものが建設業者である場合には、地位を承継した後の許可番号は、承継するものの許可番号、承継されるものの許可番号いずれを使用するか選択できるものとする。

（２）　地位の承継

法第１７条の２の規定による認可を受けた場合、建設業の全部を譲り受ける者、合併存続法人、合併により設立される法人及び分割により建設業の全部を承継する法人（以下「承継人」という。）は建設業者としての地位を承継することとなるが、「地位を承継する」とは、法第３条の規定による建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいうため、建設業の全部の譲渡を行うもの、合併により消滅することとなる法人及び分割により建設業の全部を承継させる法人（以下「被承継人」という。）が受けた監督処分や経営事項審査の結果についても承継する。ただし、建設業法第45条から第55条までの規定に基づく罰則は承継しない。

（３）　認可の申請先

北海道知事へ法第１７条の２の規定による認可の申請は、承継人の建設業に係る主たる営業所が所在する地域を管轄する総合振興局等建設指導課に行うこととする。

（４）　認可の基準

一般建設業の許可の承継については、法第７条及び第８条、特定建設業の許可の承継については、法第７条及び第１５条によることとし、関係法令の規定についても準用する。

（５）　認可の決定・通知等

申請が審査基準に適合している場合には、総合振興局等建設指導課において申請に係る認可の決定を行い認可番号及び許可の有効期間を付した認可の通知書（別紙３－１）を申請者へ送付するものとする。

注１）　申請書類の審査は、行政手続法上の趣旨を踏まえた場合、申請書到達後（受付印押印の表示に関わらない）に開始することが原則であるが、申請の特殊性、複雑性を考慮し、事前相談などによる配慮を図るものとする。

注２）　認可を拒否する場合には、認可の拒否に係る決定を各総合振興局等において行い拒否の通知書（別紙３－２）を申請者へ送付する。

注３）　認可又は拒否の通知書が到達する前において、申請者が認可申請を取り下げようとする場

合は、取下願書（別紙３－３）を提出させ、申請書を返却する。

注４） 認可後に認可を辞退する場合又は申請した内容に変更がある場合は、認可の取り下げ願書（別紙３－４）を提出させるものとする。総合振興局等は申請者から取り下げ願書の提出があった場合には、総合振興局等建設指導課において決定の上、認可申請書類を直接申請者あてに返却する。

注５） 認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、事業承継後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。

５　地位を承継する相続の取扱い

（１） 許可番号について

個人事業主である建設業者が死亡した場合において、法第１７条の３に規定する認可を受けた場合に限り営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行う。ただし、相続人が建設業者である場合には、認可申請時に既に受けている許可番号と被相続人が受けていた許可番号のいずれを使用するか選択できるものとする。

（２） 地位の承継

法第１７条の３の規定による認可を受けた場合、建設業の相続人は建設業者としての地位を承継することとなるが、「地位を承継する」とは、法第３条の規定による建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体を言うため、被相続人が受けた監督処分や経営事項審査の結果についても承継する。ただし、建設業法第45条から第55条までの規定に基づく罰則は承継しない。

（３） 認可の申請先

北海道知事へ法第１７条の３の規定による認可の申請は、相続人の建設業に係る主たる営業所が所在する地域を管轄する総合振興局等建設指導課に行うこととする。

（４） 認可の基準

一般建設業の許可の承継については、法第７条及び第８条、特定建設業の許可の承継については、法第７条及び第１５条によることとし、関係法令の規定についても準用する。

（５） 認可の決定、通知等

申請が審査基準に適合している場合には、総合振興局等建設指導課において申請に係る認可の決定を行い認可番号及び許可の有効期間を付した認可の通知書（別紙３－５）を申請者へ送付するものとする。

注１） 申請書類の審査は、行政手続法上の趣旨を踏まえた場合、申請書到達後（受付印押印の表示に関わらない）に開始することが原則であるが、申請の特殊性、複雑性を考慮し、事前相談などによる配慮を図るものとする。

注２） 認可を拒否する場合には、認可の拒否に係る決定を各総合振興局等において行い拒否の通知書（別紙３－６）を申請者へ送付する。

注３） 許可又は拒否の通知書が到達する前において、申請者が許可申請を取り下げようとする場合は、取下願書（別紙３－７）を提出させる。

注４） 許可は一身専属的なものであることから、本要綱に規定する場合を除き、相続、合併等により権利義務を包括的に承継する場合においても他の者への承継を認めていない。

注５） 認可申請時点において、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、相続後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。

６　許可更新の申請に係る取扱い

（１）　受付期限の取扱い

許可更新の申請受付期限は、原則として有効期間満了の日前３０日までとする。（施行規則第５条関係）

また、申請受付の開始時期は、おおむね有効期間満了の日の３カ月前からとする。

（２）　変更事項の届出（決算報告含む。）未提出業者の取扱い

法第１１条により規定されている変更事項の届出（決算報告含む。）が、更新の申請時までになされていないものについては、届出の徹底を図るとともに、建設業者としての法の遵守を求めるものとする。

（３）　特定建設業の財産的基礎に係る基準の確認の取扱い

特定建設業の更新の際の財産的基礎に係る基準の確認については、原則として更新申請時における直前１年の財務諸表（決算報告書）により行うこととする。

ただし、更新許可の申請受付期限が事業年度終了日の後４カ月以内に含まれ、かつ、申請時点で直前１年の財務諸表（決算報告書）の提出がない場合で、更新許可の申請受付期限が事業年度終了日の後３カ月以内に含まれていること、あるいは、特別な理由で株主総会を通常どおり開催できないこと等により、直前１年の財務諸表（決算報告書）の提出ができない場合は、直前決算の前期末の財務諸表（決算報告書）により確認することとする。

（４）　更新に係る許可の有効期間の調整（一本化）の取扱い

許可年月日が異なる許可を複数有している場合には、先に有効期限の到来する許可の更新に合わせて､有効期限が到来していない許可についても同時に更新できるものとする。

ただし、有効期間の調整（一本化）を行う場合は、複数の許可すべてを同じ年月日に揃えることであり、一部の業種に限った部分的なものは認めないものとする。

なお、業種追加と更新における許可の有効期間の調整（一本化）は、あくまで業種追加の許可年月日に更新の許可年月日を前倒しして行うものであり、更新の許可年月日に業種追加の許可年月日を合わせるものではない。

７　許可番号の取扱い

許可番号については、許可行政庁名（北海道知事）、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度、業者番号（総合振興局等頭文字を含む。）を付与するものである。

注１）　業者番号は、１業者１番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。

注２）　許可番号の具体例　「北海道知事許可（般－１３）石　第０２０００１号」

８　許可証明書の取扱い

許可を受けた者（現在有効な許可を持つ北海道知事許可業者に限る。）が許可の通知書（別紙１）を紛失した場合、その他許可の内容について証明が必要な場合、許可の証明交付申請書（別紙４―１）を提出してもらい、総合振興局等建設指導課は許可の証明書（別紙４－２）をその者に発行するものとする。

９　財務諸表（決算報告書）の取扱い

法第１１条第２項及び第３項の規定に基づき総合振興局等建設指導課に提出し、又は届け出しなければならない書面は、別紙５－１により行うものとする。

また、法第１１条第２項に基づき提出する財務諸表（決算報告書）については、法人にあっては別紙５－１及び５－２（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表、事業報告書）並びに事業報告書を、個人にあっては別紙５－１及び５－３（貸借対照表、損益計算書）により提出するものとする。

第６　北海道知事が必要と認める書類（施行規則第４条第２項、施行規則第１３条の２第６項）について申請者に対し申請書類（変更届に係るものを含む。）の記載内容等を確認するために提出又は提示を求める書類等（以下「確認書類」という。）の取扱いについては、次に掲げるものとする。

１「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことを確認する書類について

施行規則第８条の２に規定する「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことは、（１）又は（２）に掲げる書類の提出を求めることにより確認する。

（１）　登記事項証明書及び市町村の長の証明書

登記事項証明書等の内容について

イ　登記事項証明書の交付については、法務局及び地方法務局において受けられるものであること。

ロ　市町村の長の証明書の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。

ハ　上記イ及びロの証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申請又は届出日前３月以内に発行されたものであるものとする。

（２）　契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

〇　医師の診断書の内容について

医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載することとする。なお当該医師の診断書については、申請又は届出日前３月以内に発行されたものであるものとする。

（根拠として記載する事項の例）

Ａ　医学的診断

・診断名

・所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

・各種検査結果（長谷川式認知症スケール、MMSE、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査等）

・短期間内に回復する可能性

Ｂ　判断能力についての意見

・見当識の障害の有無

・他人との意思疎通の障害の有無

・理解力・判断力の障害の有無

・記憶力の障害の有無

Ｃ　参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

Ｄ　その他許可行政庁が必要と認める事項

２　登記事項証明書等又は医師の診断書について

登記事項証明書等又は医師の診断書の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）　新たな者が役員及び令第３条に定める使用人になった場合

新たな者が役員及び令第３条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行い、誓約書（様式第六号）には登記事項証明書等又は医師の診断書を添付する。

（２） 役員及び令第３条に定める使用人として既に登録されている者に変更があった場合

役員及び令第３条に定める使用人並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第２２号の２）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第６号）及び登記事項証明書等又は医師の診断書は省略することができるものとする。

（３） 役員及び令第３条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第３条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員及び令第３条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第２２号の２）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第６号）及び登記事項証明書等又は医師の診断書は省略することができるものとする。

３　法第１７条の２又は法第１７条の３に規定する認可の申請に添付する書類

○　譲渡及び譲受け、合併、分割又は相続により地位を承継する認可の申請を行う者は、法で定める書類のほか、次の書類を提出することとする。

・誓約書（様式第６号）

○　認可申請書（様式第２２号の５、７、８又は１０）別紙１に記載した役員等及び別紙２に記載した営業所に配置する政令第３条に規定する使用人について、次の書類

・認可申請者の住所、生年月日に関する調書（様式第１２号）

・成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び市町村長の証明書

・医師の診断書（上記の登記事項証明書を提出しない場合）

４　法第１７条の３に規定する相続人と被相続人の続柄を確認する書類について

法第１７条の３の規定に基づき、認可の申請をする場合において、相続人と被相続人の続柄は市町村長が発行する戸籍謄本により確認を行う。

ただし、正当な理由により、戸籍謄本により続柄を確認できない場合には、客観的に続柄が確認できる書類により、確認するものとする。

５　北海道知事の許可に係る許可要件等の確認について

許可等をするにあたっては、申請又は届出に係る内容が法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次に掲げる書類等により確認を行う。

（１）「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第７号）」及び「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第７号の２）」に係る確認書類の例示

①　常勤を確認する書類

「有効期限満了前の健康保険証（事業所が記載されているもの）の写し（両面）」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は「住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」

②　役員等の地位及び経験年数を確認する書類

○　法人における場合

・役員の場合

「商業登記簿謄本（閉鎖登記簿を含む。発行後３ヵ月以内のもの）」

・令３条の使用人の場合

「建設業許可申請書、許可通知書及び変更等届出書（以下「許可申請書等」という。）」

・役員に準ずる地位の場合（経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験を有する者を含む）

地位を確認する書類

：「組織図」等

建設業に関する事業部門を確認する書類

：「業務分掌規程」等

権限の委譲等を確認する書類

：「定款」、「執行役員規程」、「取締役会規則」、「取締役会議事録」、「執行役員等の職務分掌規程」、「取締役就業規程」等

経営業務を補佐した経験及び財務管理、労務管理若しくは業務運営の経験を確認する書類

：「業務分掌規程」、「過去の稟議書」等

経験の期間を確認する書類

：「人事発令書」、「取締役会議事録」、「有効期限満了前の健康保険証（事業所及び交付年月日が記載されているもの）」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」等

○　個人における場合において上記書類で確認できない場合

「営業証明書」、「納税証明書」、「納税領収書」、「確定申告書控え※」又は「許可申請書」等

※　収受日付印がない場合は、税務署発行の「リーフレット」や「法人税の納税証明書」等も併せて提出願います。

（２）　建設業の経験に係る建設工事を確認する書類

「請負契約書」、「注文書及び請書」又は「許可申請書」等

（３）　営業所技術者等証明書（様式第８号）に係る確認書類の例示

①　常勤を確認する書類

「有効期限満了前の健康保険証（事業所が記載されているもの）の写し（両面）」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は、「住民税特別徴収税額通知書」

（４）　実務経験証明書（様式第９号）に係る確認書類の例示

①　記載された建設工事を確認する書類

「請負契約書」又は「注文書及び請書」

（５）　指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）に係る確認書類の例示

①　記載された建設工事を確認する書類

「請負契約書」又は「注文書及び請書」

②　記載された職名を確認する書類

「発注者への届出書」又は「工事台帳」

（６）　その他の確認書類の例示

①　設立後、最初の決算期が到来していないため、納税証明書（事業税）が添付できない場合の確認書類

「法人設立（設置）届出書の写し」

②　許可申請（新規）又は変更届出（新設・移転）時の営業所の確認書類

「営業所の写真（営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び施行規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの。写真はＡ４版の紙に貼付し、余白に営業所名称、撮影年月及び自己所有又は賃貸借等の別を記載する。）」

注１）　４に記載しているものは、許可申請書等の記載内容の真実性を確認するうえで必要な主な書類を例示しているものであり、画一的に提出を求めるものではないことから、他の書類において確認ができる場合には、記載している書類によるものではない。

注２）　法及び施行規則に規定する申請書、申請書類の添付書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なものの提示または提出を求めることがある。

注３）　許可申請書等の記載内容については、真実性を書類により確認するものとしているため、書類により客観的に確認が行えないものについては、原則として基準に適合しているものとはいえない。

注４）　確認書類については、法第１３条の規定に基づく閲覧の対象としない。

注５）　申請者等が外国人の場合は、営業所への常勤を確認する書類を現住所が記載されている「在留カード」又は「特別永住者証明書」により行うものとする。

注６）　５（１）の様式に記載される経験年数については、年の確認を基準とする。
また、複数の工事の工期が重複する場合、重複する期間は、いずれか１つの工事に基づき経験年数へ算入する。この場合において、重複する他の工事は、その他の工事の工期と重複しない期間のみ経験年数として算入することができる。
ただし、施行規則第７条第１項ロに規定する当該常勤役員等を直接に補佐する者について財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を証明する際、同一の期間にそれぞれの業務を経験している場合には、それぞれの業務に関する経験年数として算入することができる。

注７）　５（４）、（５）の様式に記載される経験年数については、年月の確認を基準とする。
また、複数の工事の工期が重複する場合、重複する期間はいずれか１つの工事に基づき経験年数へ算入する。この場合において、重複する工事は、他の工事の工期と重複しない期間のみ経験年数として算入することができる。

第７　届書を提出したことを（変更の内容を）証する書類（様式第７号の３、施行規則第３条第１項第２号関係）

施行規則第３条第１項第２号で規定する届書を提出したことを（変更の内容を）証する書類は、それぞれ次のとおりとする。

①　健康保険・厚生年金保険の加入を確認する書類
申請（又は届出）時直前の「領収証書の写し」、「加入証明書の写し」、「納入証明書の写し」又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し」

②　雇用保険の加入を確認する書類
申請（又は届出）時直前の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の控えの写し」及び「領収済通知書の写し」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写し

第８　関係機関に依頼する身分照会の取扱い

申請者が法人である場合には、その役員等又は令３条の使用人が、申請者が個人である場合には、その事業主又は令３条の使用人が、欠格要件等に該当しているか否かを確認するための身分照会は、次のとおり行うものとする。

１　刑罰に関する照会
許可申請（更新、法第１７条の２及び法第１７条の３に規定する申請を含む）時又は変更届出（追加・交替）時における該当者について、法第８条第７号又は法第８条第８号に規定する欠格要件に該当しているか否かを確認するため、該当者の本籍が所在する市町村に照会する。

２　暴力団員等に関する照会
許可申請（更新、法第１７条の２及び法第１７条の３に規定する申請を含む）時又は変更届出（追加・交替）時における該当者について、法第８条第９号に規定する欠格要件に該当しているか否かを確認するため、北海道警察に照会する。

３　その他
申請者が外国人の場合は、随時所管の検察庁に照会する。

第９　建設工事の分類等に係る取扱い

許可に係る建設工事の種類の分類及び非建設業の区分等については、次に掲げるものによるものとする。

１　建設工事の種類別の内容

建設工事の種類別の内容については、「建設業法第２条第１項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和４７年３月８日建設省告示第３５０号）」によるものとする。

２　建設工事の種類別の例示

建設工事の種類別の例示については、「建設業許可事務ガイドラインについて（令和６年１２月１３日国不建第１３４号）」及び「経営事項審査における工事種類別完成工事高の審査等について（平成１０年６月３０日北海道建情第４４６号）」に基づき、別表１のとおり定めるものとする。

３　非建設業の例示

「経営事項審査における工事種類別完成工事高の審査等について（平成１０年６月３０日北海道建情第４４６号）」に基づき、別表２のとおり定めるものとする。

注１）　建設工事の例示については、建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類し主なものを掲げたものであり、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もあるので留意すること。

注２）　土木一式工事又は建築一式工事については、総合的な企画、指導及び調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事であり、二つ以上の専門工事が有機的に組み合わされた工事である場合又は工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難な工事である場合に該当する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年１１月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年５月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年６月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年７月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月30日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年11月10日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年（2020年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年（2020年）１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年（2021年）１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年（2024年）１２月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年（2025年）２月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年（2025年）７月２２日から施行する。

別表１

建設工事の種類別の例示

建設工事の種類	建　設　工　事　の　例　示	
	令和６年１２月１３日国不建 第１３４号に揚げるもの	平成１０年６月３０日北海道建情 第４４６号に揚げるもの
土木一式工事	＊　総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	○　暗渠・明渠等を伴う外溝工事、土木用ブロック製作及び設置工事、ケーソン製作及び設置工事、魚礁ブロック製作及び設置工事、橋梁下部工事、流雪溝設置工事
建築一式工事	＊　総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	○　大規模となる外壁改修工事、無落雪屋根への改造工事、体育館等の床改修工事（構造的に補強を要するもの）、増改築工事（躯体工事と基礎工事又は外溝工事が各々別契約の場合は、躯体工事のみ建築一式工事に該当）、設備関係の設置も含む仮設住宅（プレハブ）工事
大工工事	○　大工工事、型枠工事、造作工事	○　小規模（補修）工事、建築物の形状を変えない造作中心の工事（木製工作物の加工、取付建築物の内部造作工事）
左官工事	○　左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工・コンクリート工事	○　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ○　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ○　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ○　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ○　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	○　簡単な盛土工事・土工事・掘削工事（主に下請専門工事）、トンネル防水工事、ガードレール・ネット・フェンス等の設置工事、インターロッキング工事、交通標識・点字ブロック敷設・デリニエーター等の設置工事、集水桝設置工事、側溝（トラフ）補修工事、転圧による取付道路設置工事、河口掘削工事、外溝工事（住宅等の小規模工事）、アスファルト舗装路面の切削・不陸整正・石綿除去工事、床板（橋梁上部舗装）工事、防雪柵・防護柵設置工事、鉄道レール敷設換工事、枕木（木製・ＰＣ製）敷設換工事、除れき工事、大規模なオブジェ・モニュメント製作設置工事、種子吹付け・張芝工事
石工事	○　石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
屋根工事	○　屋根ふき工事	
電気工事	○　発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	○　電気式ロードヒーティング新設工事

建設工事の種類	建　設　工　事　の　例　示	
	令和６年１２月１３日国不建 第１３４号に揚げるもの	平成１０年６月３０日北海道建情 第４４６号に揚げるもの
管工事	○　冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	○　管内更生工事（錆落・塗装も同時施工）、家屋その他施設内の配管工事（上水道の配水管工事）、浄化槽工事（自家用し尿処理）、ソーラーシステム設置工事、浴室設備工事（給排水・ガス管を併せて施工する場合）、温水式ロードヒーティング新設工事
タイル・れんが・ブロック工事	○　コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事 サイディング工事	○　サイディング工事（住宅外壁張付け工事）
鋼構造物工事	○　鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	○　橋梁上部工事、鋼橋の工場製作工事、非常用避難階段（建築物に固定）設置工事、橋梁の高欄取付（補修）工事
鉄筋工事	○　鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	
舗装工事	○　アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	○　舗装新設工事・補修工事、舗装を主とした構内外溝工事、ロードヒーティング維持補修工事、アスファルト乳材による防塵処理
しゅんせつ工事	○　しゅんせつ工事	
板金工事	○　板金加工取付け工事、建築板金工事	○　建物の外装に金属製の付属物（切文字等）を加工・取付けする工事
ガラス工事	○　ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	○　塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
防水工事	○　アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
内装仕上工事	○　インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	○　建設工事の内容（建設省告示）に列挙する材料等を用いて施工し、特に総合的な施工監理を必要としない工事、ブローイング工事（熱絶縁工事となるものを除く） ＊　内装仕上工事のほかに建具工事、設備関係等の複数の専門工事が有機的に組み込まれて全体的に施工するものは建築一式工事に該当
機械器具設置工事	○　プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	○　設備全体の機能複旧を目的とした補修・改修工事後、再設置する工事（単なる機械器具の修理、修繕は建設工事には該当しない） ＊　機械器具の種類や用途によっては管工事、電気工事、電気通信工事、水道施設工事等の専門工事に該当

建設工事の種類	建　設　工　事　の　例　示	
	令和６年１２月１３日国不建 第１３４号に揚げるもの	平成１０年６月３０日北海道建情 第４４６号に揚げるもの
熱絶縁工事	○　冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	○　冷暖房・空調・給排水・衛生設備等の配管又は設備等に絶縁体を加工・取付ける工事、発泡ウレタン吹付工事・ブローイング工事等建築物等を熱絶縁する工事
電気通信工事	○　有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事	
造園工事	○　植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	○　庭園等の造成での種子吹付工事、公園設備工事（噴水・簡易的な遊具施設の設置も含んで可）
さく井工事	○　さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	○　金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウオール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	○　防風用玄関フード設置工事
水道施設工事	○　取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	○　上水道本管施設工事（掘削、管敷設、埋戻等の施工を含む工事内容のもの）、上水道本管敷設（移設）工事に伴い、附帯工事として施工する屋外消火栓設置工事 ＊　浄化施設、下水処理施設等の設備工事には、その機械器具の種類又は用途に応じて機械器具を設置（補修、改造）する工事も含む。 ＊　浄水施設又は下水処理設備工事で単独（分類）発注された管理棟等は建築一式工事に該当
消防施設工事	○　屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災報警器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
清掃施設工事	○　ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	
解体工事	○　工作物解体工事	

別表２

非建設業の例示

平成１０年６月３０日北海道建情 第４４６号に揚げるもの
・樹木等の冬囲い、剪定 ・街路樹の枝はらい ・道路（河川）維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除排雪業務、路面清掃、側溝清掃 ・建設資材（仮設材等）の賃貸 ・委託契約における設備関係の保守、点検のみの業務 ・造林事業 ・苗木の育成販売 ・工作物の設計業務、工事設計の監理業務 ・地質調査、測量調査及びこれに伴うボーリング工事 ・建売分譲住宅の販売 ・雪像制作時及び足場等仮設工事 ・家電製品販売に伴う付帯（付属）物の取付け ・水道管凍結時の解凍作業 ・自社社屋等の建設を自ら施工した工事

別紙１

建設業許可通知書

〇〇〇第　　号指令

商号・名称
代　表　者

　　年　　月　　日申請の　　建設業の許可については、建設業法第３条第１項の規定により、次のとおり許可します。

年　　月　　日

北海道知事　　〇〇　〇〇

記

許　可　番　号　　北海道知事許可（　　―　　）　第　　号
許可の有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
建 設 業 の 種 類

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；　　年　　月　　日
（この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

※　般特新規等の許可により、従前の許可の効力が失われる場合には、その旨を尚書きする。

別紙２

〇〇〇第　　号
年　　月　　日

様

北海道知事　　〇〇　〇〇

建設業の許可の拒否について（通知）

年　　月　　日付けで申請のあった　　建設業の許可については、次の理由により許可できないので、通知します。

なお、この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

理由

建設業法第　　条第　　号　　不適合・該当

（　　総合振興局　　建設指導課　　）

注）　振興局は、総合を削除して使用すること

別紙３－１

○○○第　　号
年　　月　　日

様

北海道知事　○○　○○

譲渡及び譲受け
合併　　の認可について（通知）
分割

譲渡及び譲受け
令和　　年　　月　　日付けで申請のあった合併　　については、建設業法第
分割

17 条の２第　項の規定により、下記のとおり認可したので、通知します。

記

許　可　番　号　　北海道知事許可（　―　）　第　　号
許可の有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
建 設 業 の 種 類

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：　　年　　月　　日
（この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

別紙３－２

○○○第　　号
年　　月　　日

様

北海道知事　○○　　○○

譲渡及び譲受け
合併　　の認可の拒否について（通知）
分割

年　　月　　日付けで申請のあった　譲渡及び譲受け
合併　　については、下記の理由により認可できないので、通知します。
分割

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から６月以内に北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は北海道知事となります。）、取消訴訟を提起することができます（この処分又は裁決があったことを知った日から６月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から１年を経過したときは、提起することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

記

理由

建設業法第　　条第　　項第　　号　不適合
該　当

（　　）

別紙３－３

年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

譲渡及び譲受け
合併　　の認可申請の取下げ願
分割

譲渡及び譲受け
年　　月　　日付けで　合併　　の認可申請をしましたが、下記の理由により
分割

認可申請の取下げます。

記

取下げ理由

別紙３－４

年　　月　　日

北　海　道　知　事　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

譲渡及び譲受け
合併　　の認可の取下げ願
分割

譲渡及び譲受け
年　　月　　日付けで 合併　　の認可をうけましたが、下記の理由により認可の取下げを願います。
分割

記

取下げ理由

別紙３－５

○○○第　　号
年　　月　　日

様

北海道知事　　○○　○○

相続の認可について（通知）

年　　月　　日付けで申請のあった相続については、建設業法第 17 条の３第 1 項の規定により、下記のとおり認可したので、通知します。

記

許　可　番　号　　北海道知事許可（　ー　）　第　　号
許可の有効期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
建 設 業 の 種 類

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：　　年　　月　　日
（この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

別紙３－６

○○○第　　号
年　　月　　日

北海道知事　○○　○○

相続の認可の拒否について（通知）

年　　月　　日付けで申請のあった相続については、下記の理由により認可できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から６月以内に北海道を被告として（訴訟において北海道を代表するものは北海道知事になります。）、取消訴訟を提起することができます（この処分又は裁決があったことを知った日から６月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から１年を経過したときは、提起することができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

記

理由

建設業法第　　条第　　項第　　号　不適合／該　当

（　　）

（　　総合振興局　　建設指導課　　）

注）　振興局は、総合を削除して使用すること

別紙３－７

年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

相続の認可申請の取下げ願

　　年　　月　　日付けで相続の認可申請をしましたが、下記の理由により認可申請の取下げを致します。

記

取下げ理由

別紙４－１

建設業許可証明書交付申請書

証紙貼付欄
（1 通につき 400 円）

１．許可番号
　北海道知事許可（　　－　　）　　第　　号

２．主たる営業所の所在地

３．商号・名称

４．代表者氏名

５．許可の内容・営業所、許可年月日、許可業種の内容
（１）主たる営業所
　　年　　月　　日　　特定：
　　一般：
（２）その他の営業所
　①＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　②＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　③＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　④＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　⑤＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：

６．発行必要数　　通

上記のとおり建設業法第３条第１項の規定により、許可されていることを証明願います。

年　　月　　日

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿総合振興局長　様

注）振興局に申請する場合は、総合を二線で抹消すること

別紙４－２

建設業許可証明書

１．許可番号
　北海道知事許可（　　－　　）　　第　　号

２．主たる営業所の所在地

３．商号・名称

４．代表者氏名

５．許可の内容・営業所、許可年月日、許可業種の内容
（１）主たる営業所
　　年　　月　　日　　特定：
　　一般：
（２）その他の営業所
　①＿＿＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　②＿＿＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　③＿＿＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　④＿＿＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：
　⑤＿＿＿＿＿＿＿＿支店　　特定：
　　一般：

上記のとおり建設業法第３条第１項の規定により、許可されていることを証明します。

　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

別紙５－１

変 更 届 出 書

課長	係長	係員

この報告書により審査を終了しました。

令和　　年　　月　　日

許可番号　北海道知事許可（般・特　　）第　　号

許可年月日　　年　　月　　日

商号名称

代表者名

住　　所

北海道知事　　様

事業年度（第　　期　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

（１）工事経歴書　（２）工事施工金額　（３）貸借対照表及び損益計算書　（４）株主資本等変動計算書及び注記表　（５）事業報告書　（６）附属明細表　（７）法人事業税及び法人特別税納税証明書　（８）個人事業税納税証明書　（９）使用人数　（10）建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表　（11）定款　（12）健康保険等の加入状況

記載要領

（1）から（12）までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

○許可を受けた建設業

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※許可を受けた業種に『１（一般)』又は『２（特定)』を記入すること。

○許可（登録）年数

最初に許可(登録)を受けた年月	令和 平成 昭和		年		月	許可(登録)の年数	年　数		

別紙５－１（裏面）

記載要領

１　この届出書により届出する者の他にこの届出書又は添付書類を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること

２　「許可を受けた建設業」欄は、この書類で届出する事業年度終了の日時点で受けている許可について記載すること。

３　「許可（登録）年数」欄のうち、「許可（登録）年数」欄は、事業年度終了の日をもって１年とする。（12ヶ月未満切捨）

別紙５－２（法人貸借対照表）
様式第１５号

貸　借　対　照　表

年　月　日現在

会社名

資　　産　　の　　部

		千円	千円
Ⅰ	流動資産		
1	現金預金		
2	受取手形		
3	完成工事未収入金		
4	売掛金		
5	有価証券		
6	未成工事支出金		
7	材料貯蔵品		
8	販売用資産		
9	短期貸付金		
10	前払費用		
11			
12			
13			
14	その他		
	貸倒引当金	△	
	流動資産合計		
Ⅱ	固定資産		
1	有形固定資産		
	(1)建物・構築物		
	減価償却累計額	△	
	(2)機械・運搬具		
	減価償却累計額	△	
	(3)工具器具・備品		
	減価償却累計額	△	
	(4)土地		
	(5)リース資産		
	減価償却累計額	△	

	千円	千円
(6)建設仮勘定		
(7)その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		
2　無形固定資産		
(1)特許権		
(2)借地権		
(3)のれん		
(4)リース資産		
(5)その他		
無形固定資産合計		
3　投資その他の資産		
(1)投資有価証券		
(2)長期貸付金		
(3)破産更生債権等		
(4)長期前払費用		
(5)繰延税金資産		
(6)保険積立金		
(7)		
(8)その他		
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計		
固定資産合計		
Ⅲ　繰延資産		
1　創立費		
2　開業費		
3　株式交付費		
4　社債発行費		
5　開発費		
繰延資産合計		
資産合計		

負　　債　　の　　部

		千円	千円
Ⅰ	流動負債		
1	支払手形		
2	工事未払金		
3	買掛金		
4	短期借入金		
5	リース債務		
6	未払金		
7	未払消費税		
8	未払費用		
9	未払法人税等		
10	未成工事受入金		
11	預り金		
12	前受収益		
13	賞与引当金		
14	完成工事補償引当金		
15			
16			
17			
18	その他		
	流動負債合計		
Ⅱ	固定負債		
1	社債		
2	長期借入金		
3	リース債務		
4	繰延税金負債		
5	退職給付引当金		
6	負ののれん		
7			
8			
9	その他		
	固定負債合計		
	負債合計		

純　資　産　の　部

	千円	千円
Ⅰ　株主資本		
1　資本金		
2　新株式申込証拠金		
3　資本剰余金		
(1)資本準備金		
(2)その他資本剰余金		
資本剰余金合計		
4　利益剰余金		
(1)利益準備金		
(2)その他利益剰余金		
準備金		
積立金		
繰越利益剰余金		
利益剰余金合計		
5　自己株式		△
6　自己株式申込証拠金		
株主資本合計		
Ⅱ　評価・換算差額等		
1　その他有価証券評価差額金		
2　繰延ヘッジ損益		
3　土地再評価差額金		
評価･換算差額等合計		
Ⅲ　新株予約権		
純資産合計		
負債純資産合計		

別紙５－２（法人損益計算書）
様式第１６号

損　益　計　算　書

自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

会社名

千円　　千円

Ⅰ　売上高　及び　Ⅱ　売上原

1	完成工事高		
2	完成工事原価		
	完成工事総利益（△損失）		
3	兼業事業売上高		
4	兼業事業売上原価		
	兼業事業総利益（△損失）		
	売上総利益（△損失）		

Ⅲ　販売費及び一般管理費

1	役員報酬	
2	従業員給料手当	
3	退職金	
4	法定福利費	
5	福利厚生費	
6	修繕維持費	
7	事務用品費	
8	通信交通費	
9	動力用水光熱費	
10	調査研究費	
11	広告宣伝費	
12	貸倒引当金繰入額	
13	貸倒損失	
14	交際費	
15	寄付金	
16	地代家賃	
17	減価償却費	
18	開発費償却	

	千円	千円
19　租税公課		
20　保険料		
21　諸会費		
22		
23		
24		
25　雑費		
販売費及び一般管理費合計		
営業利益（△損失）		
Ⅳ　営業外収益		
1　受取利息及び配当金		
2		
3　その他		
営業外収益合計		
Ⅴ　営業外費用		
1　支払利息		
2　貸倒引当金繰入額		
3　貸倒損失		
4		
5　その他		
営業外費用合計		
経常利益（△損失）		
Ⅵ　特別利益		
1　前期損益修正益		
2　固定資産売却益		
3　引当金戻入		
4		
5　その他		
特別利益合計		

	千円	千円
Ⅶ　特別損失		
1　前期損益修正損		
2　固定資産売却損		
3		
4　その他		
特別損失合計		
税引前当期純利益(△損失		
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益(△損失)		

完成工事原価報告書

自　　年　月　日　　至　　年　月　日

会社名

千円　　千円

Ⅰ　材料費

Ⅱ　労務費

（うち労務外注費　　）

Ⅲ　外注費

Ⅳ　経費

完成工事原価合計

別紙５－２（法人株主資本等変動計算書）
様式第１７号

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

（会社名）

千円

		株主資本											評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
		資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
				資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
								任意積立金	その他積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高											△							
当期変動額	新株の発行																	
	剰余金の配当								△	△		△						△
	当期純利益																	
	自己株式の処分																	
	任意積立金の積立								△									
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
	当期変動額合計																	
当期末残高											△							

別紙５－２（法人注記表）
様式第１７号の２

注　　記　　表

自　　年　月　日　　至　　年　月　日

（会社名）

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

(2)　固定資産の減価償却の方法

(3)　引当金の計上基準

(4)　収益及び費用の計上基準

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

＊該当箇所を〇で囲んで下さい。

ただし、経営事項審査を申請する会社は、「税抜方式」又は「免税事業者につき税込」のいずれかでお願いします。

税抜方式　・　税込方式　・　免税事業者につき税込

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3　会計方法の変更

4　表示方法の変更

4－2　会計上の見積り

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬の訂正

7　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

＊経営事項審査を申請する会社は、当該箇所記載義務の有無にかかわらず、受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高について千円単位で必ず記載して下さい。

受取手形割引高：　　千円

受取手形裏書譲渡高：　　千円

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8　損益計算書関係

(1)　売上高のうち関係会社に対する部分

(2)　売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4)　関係会社との営業取引以外の取引高

(5)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3)　剰余金の配当

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10　税効果会計

11　リースにより使用する固定資産

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

14　関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1)取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象

17　連結配当規制適用の有無

17－２　収益認識関係

17－３　国際最低課税額に対する法人税等

18　その他

注：　株式会社（特例有限会社を除く）のみ記入

◇　事　業　報　告　書　◇

別紙５―３（個人貸借対照表）

様式第１８号

貸　借　対　照　表

年　月　日現在

商号又は名称

資　　産　　の　　部

		千円	千円
Ⅰ　流動資産			
1　現金預金			
2　受取手形			
3　完成工事未収入金			
4　売掛金			
5　有価証券			
6　未成工事支出金			
7　材料貯蔵品			
8　短期貸付金			
9　前払費用			
10			
11　その他			
貸倒引当金	△		
流動資産合計			
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
(1)建物・構築物			
減価償却累計額	△		
(2)機械・運搬具			
減価償却累計額	△		
(3)工具器具・備品			
減価償却累計額	△		

		千円	千円
(4) 土地			
(5) 建設仮勘定			
(6)			
(7)			
(8) その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産計			

2　無形固定資産

(1)			
(2)			
(3) その他			
無形固定資産計			

3　投資その他の資産

(1) 投資有価証券			
(2) 出資金			
(3) 破産更生債権等			
(4) 長期前払費用			
(5)			
(6) その他			
貸倒引当金	△		
投資その他の資産計			
固定資産合計			
資産合計			

●注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法……

＊該当箇所を〇で囲んで下さい。

ただし、経営事項審査を申請する方は、「税抜方式」又は「免税事業者につき税込」のいずれかでお願いします。

税抜方式　・　税込方式　・　免税事業者につき税込

負　　債　　の　　部

千円　　千円

Ⅰ　流動負債

1	支払手形		
2	工事未払金		
3	買掛金		
4	短期借入金		
5	未払金		
6	未払費用		
7	未成工事受入金		
8	預り金		
9	完成工事補償引当金		
10			
11	その他		
	流動負債合計		

Ⅱ　固定負債

1	長期借入金		
2	その他		
	固定負債合計		
	負債合計		

純　　資　　産　　の　　部

千円　　千円

1	期首資本金			→前期末の純資産合計
2	事業主借勘定			
3	事業主貸勘定	△		
4	事業主利益（△損失）			→損益計算書の事業主利益と一致
	純資産合計（次期繰越資本金）			
	負債純資産合計			

別紙５－３（個人損益計算書）

様式第１９号

損　益　計　算　書

自　　年　月　日　　至　　年　月　日

商号又は名称

千円　　千円

Ⅰ　売上高　及び　Ⅱ　売上原価

1	完成工事高		
2	完成工事原価		
	完成工事総利益（△損失）		
3	兼業事業売上高		
4	兼業事業売上原価		
	兼業事業総利益（△損失）		
	売上総利益（△損失）		

Ⅲ　販売費及び一般管理費

1	従業員給料手当	
2	退職金	
3	法定福利費	
4	福利厚生費	
5	修繕維持費	
6	事務用品費	
7	通信交通費	
8	動力用水光熱費	
9	広告宣伝費	
10	交際費	
11	寄付金	
12	地代家賃	
13	減価償却費	
14	租税公課	
15	保険料	
16	諸会費	
17	貸倒金	

	千円	千円
18		
19 雑費		
販売費及び一般管理費合計		
営業利益（△損失）		
Ⅳ 営業外収益		
1 受取利息及び配当金		
2		
3 その他		
営業外収益合計		
Ⅴ 営業外費用		
1 支払利息		
2		
3 その他		
営業外費用合計		
事業主利益(△損失)		

完成工事原価報告書

自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日

商号又は名称

千円　　千円

Ⅰ　材料費

Ⅱ　労務費

（うち労務外注費　　）

Ⅲ　外注費

Ⅳ　経費

完成工事原価合計